

しまね産学官人材育成コンソーシアムに関する包括協定書

島根県、島根県教育委員会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県経営者協会、島根経済同友会、島根県中小企業家同友会及びふるさと島根定住財団（以下「参加団体」という。）は、島根県内において、産学官の連携の下、地域を支え、地域で活躍する若者の人材育成と県内定着を目的とした取組を進めるため、次の事項について合意したので、ここに協定書を取り交わす。

第1条 参加団体は、上記の目的を達成するために、しまね産学官人材育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設立する。

第2条 コンソーシアムの事業運営に係る重要事項を協議するため、運営協議会を設置する。運営協議会に関する必要な事項は、別に定める。

第3条 コンソーシアムの事業内容は、参加団体との協議によって決定する。

第4条 参加団体は、コンソーシアムの事業を通じ、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働を図るものとする。

第5条 本組織の推進に必要な事業費は、参加団体の協議によって、別に定める。

第6条 参加団体のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

第7条 本協定の有効期間は、令和2年10月30日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定は、有効期間満了の3か月前までに参加団体からの協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

なお、令和2年3月26日付けしまね産学官人材育成コンソーシアムに関する包括協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を12通作成し、参加団体が署名の上、各自1通を保有する。

令和2年10月30日

島根県
島根県知事

丸山 達也

国立大学法人島根大学
島根大学長

服部 泰直

独立行政法人国立高等専門学校機構
松江工業高等専門学校
校長

大津 宏康

島根県商工会連合会
会長

石飛 善和

一般社団法人島根県経営者協会
会長

久保田 一朗

島根県中小企業家同友会
代表理事

山田 隆弘

島根県教育委員会
教育長

新田 英夫

公立大学法人島根県立大学
理事長

清原 正祐

島根県商工会議所連合会
会頭

田部 長右衛門

島根県中小企業団体中央会
会長

杉谷 雅祥

島根経済同友会
代表幹事

川上 裕治

公益財団法人ふるさと島根定住財団
理事長

穂葉 寛佳